

# 業務指示書 (小規模)

## ベトナム国第二期ダナン港改良事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年4月2日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年4月7日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません、

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾開発計画に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／港湾開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾開発に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計・積算】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年4月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(VND1 = 0.0048 円, US\$1 = 102.20 円, EUR1 = 139.84 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾開発  
港湾施設設計・積算

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.55 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年4月25日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約):

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

ベトナム国第二期ダナン港改良事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／港湾開発	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計・積算	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

ベトナムは約 3,200km に亘る海岸線と、紅河及びメコンデルタを中心に約 11 万 4,000km に亘る船舶の航行可能な河川・運河を有しており、道路網とともに海運及び内陸水運が物流の重要な手段となっている。海岸線や河川・運河に沿って 126 の港湾が存在するが、そのうち 24 港が国際貿易に用いられている。

ベトナム中部のダナン市は人口約 97 万人の中部最大都市で、ベトナム第 3 の港湾であるダナン港周辺には輸出加工特区等の物流・生産拠点多く立地している。近隣のクアンナム省及びクアンガイ省も含めると、20 以上の工業団地が、操業中ないし今後操業の予定であり、ダナン市周辺の工業団地（ホアカイン工業団地、ダナン工業団地、ホアカム工業団地）には、日本企業を始めとした海外企業が進出している。

ダナン港は、ティエンサ（Tien Sa）ターミナル（海洋港）（以下「ティエンサ港」という。）、ソンハン（Song Han）ターミナル（河川港）（以下「ソンハン港」という。）及び特定企業が専用する複数のターミナルからなっており、ティエンサ港は、取扱貨物量で南部のサイゴン港、北部のハイフォン港に次ぐ国内第三位の国際海洋港である。ティエンサ港は中部地域の海運の中心であり、かつベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーを貫く全長 1,450km の東西経済回廊の東の玄関口にもなっていることから、海外経済協力基金（OECF）は 1998 年に「ダナン港拡張事業に係る案件形成促進調査（SAPROF）」（以下 SAPROF という。）を実施し、第一段階として既存のティエンサ港をリハビリし、第二段階としてティエンサ港の拡張を行い、第三段階として新港（リエンチュウ港）を建設する段階的な整備計画を提案し、ベトナム政府の基本合意を得ている。これを元に、1999 年に第一段階として既存のティエンサ港を改修する円借款「ダナン港改良事業（10,690 百万円）」を供与している。

上記事業による改修後、ティエンサ港の需要は順調に伸び、計画取扱貨物量（2.2 百万トン）に対し、2012 年には取扱貨物量は 4.4 百万トンに達しており、第二段階としてのティエンサ港の拡張は喫緊の課題である。

かかる状況を踏まえ、交通運輸省の実施機関である PMU85 は、2013 年 7 月よりティエンサ港拡張に係る F/S 策定調査を開始し、2013 年 12 月に Tien Sa Terminal- Da Nang Port Improvement Project (Phase II) Feasibility Study Draft Final Report（以下、「F/S ドラフト」という。）が完成した。他方、本事業を具現化するにあたり、周辺港湾との役割分担や港湾マネジメントの観点、後背地と一体となった周辺地域への投資促進や地域開発、物流の観点から、右 F/S ドラフトを強化する必要があると、2013 年 12 月の越交通運輸省との協議議事録（以下協議議事録（M/D）という）にて、これまでダナン港の開発にかかる一連の支援を行ってきた日本に協力準備調査を要請するに至った。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

第二期ダナン港改良事業

#### (2) 事業目的

本事業は、ダナン港のうち、コンテナターミナルを含むティエンサ港の港湾施設、荷役機械、運営能力の拡充を行うもの。

#### (3) 事業概要

ダナン港（ティエンサ港）の拡張工事

##### 1) 港湾整備

(ア) パース 6：延長 225m、水深 11m、パース 7：延長 396m、水深 14m

- (イ) コンテナターミナル拡張に係る埋立・地盤改良工事
  - (ウ) 航路・泊地浚渫 (約 1,400,000 m<sup>3</sup>)
  - (エ) コンテナヤード整備、荷役機械等調達
- 2) コンサルティング・サービス (入札補助、施工管理、環境・社会・安全対策面での支援等) (ショートリスト方式)

(4) 対象地域

ベトナム社会主義共和国ダナン市

(5) 関係官庁・機関

交通運輸省 (MOT)  
第 85 事業実施部局 (PMU85)  
ダナン港 (Danang Port)  
ダナン市人民委員会

(6) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) ダナン港改良事業 (1999 年)

### 3. 業務の目的

ティエンサ港拡張事業について、本事業の実施機関であるPMU85の自己資金により実施されたF/Sドラフトをレビューし、周辺港湾との役割分担や港湾マネジメントの観点、後背地と一体となった周辺地域への投資促進や地域開発、物流の観点から、当該事業の必要性、概要、概略設計、事業費、実施スケジュール、実施 (調達・施工) 方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報を補完することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2013 年 12 月に JICA と越交通運輸省との間で署名された協議議事録に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「6. 業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査は、第 2 期ダナン港改良事業を円借款事業として実施するために、2013 年に PMU85 が作成した本事業に係る F/S ドラフトを補完する形で行うものである。F/S ドラフトは、VINAMARINE が Portcoast-Tedi Association に委託して作成したもので、次の章立てから構成されている (合計 223 ページ)。なお、F/S ドラフトには、基本設計も含まれており、53 枚の図面が添付されている。

- 1) Main Report
- 2) Basic Design
- 3) Numerical Model
- 4) Drawings
- 5) Appendices

(2) 現在のダナン港 (ティエンサ港) は貨物船と旅客船がターミナルを共有している。安全

面について十分に検討し、ターミナルの配置について提案を行うこと。

(3) PMU85 は、本調査のために職員を配置し、可能な範囲で必要な情報提供、関係機関との調整等の便宜供与を行うこととなっている。コンサルタントは、MOT、PMU85、ダナン市人民委員会、及び Danang Port と密な連携を図りつつ、特にダナン港(ティエンサ港、ソンハンターミナル、リエンチュウ港)の役割分担と今後の開発計画について、各ステークホルダーから丁寧な意見集約を行い、業務を遂行すること。

## 6. 業務の内容

業務の内容は以下の通りであるが、具体的な内容についてはプロポーザルにて提案すること。

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

- 1) 関連資料・情報の収集・整理・分析  
各種マスタープラン、OECF が実施した「ダナン港拡張事業に係る案件形成促進調査 (SAPROF)」に係る関連資料を含む既存の関連資料・情報、ダナン港港湾開発に係る既存戦略、データを収集・整理、分析するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。
- 2) インセプションレポートの作成  
上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。
- 3) インセプションレポートの説明・協議等  
インセプションレポートを機構及び実施機関 (MOT、PMU85) に説明・協議し、基本的了解を得る。

### (2) F/S ドラフトのレビュー

以下項目について、本事業を円借款事業として実施するために必要な情報等を収集・分析・追加し、F/S ドラフトを補完する。

- 1) 事業の目的
- 2) 事業の背景と必要性
  - (ア) ベトナムにおける港湾分野の開発実績（現状）と課題、現在のティエンサ港における開発実績（現状）と課題
  - (イ) 既存ダナン（ティエンサ）港のオペレーションの現状  
特に、F/S ドラフトで情報が不足している、ダナン港に定期航路を持つ船会社と定期便の行き先等について、情報を収集・分析・追加する。  
ダナン港（ティエンサ港、ソンハンターミナル、リエンチュウ港）の役割分担と今後の開発計画について情報を収集・分析・追加する。
  - (ウ) ベトナム港湾分野の開発政策と本事業の位置付け及び必要性  
特に、東西経済回廊の起点としてのダナン港の役割と機能向上（ASEAN 域内の工業団地等の産業集積地への裨益効果、周辺地域への投資促進や地域開発上の観点、物流上の便益等）の観点から、本事業の位置づけ・必要性について整理する。  
その際、ダナン市周辺や東西経済回廊の工業団地等に進出する日本企業からもヒアリングを実施し、その内容を報告書に織り込む。
  - (エ) ベトナム港湾分野における他の援助機関の対応
  - (オ) ベトナム中部及びダナン港背後圏における工業団地、道路・鉄道ネットワークの現状
  - (カ) 需要予測

1. ベトナム国中部地域及びダナン港背後圏の地域開発動向、周辺工業団地の開発計画、周辺工業団地への企業誘致計画、及び ASEAN 経済統合による域内の関税撤廃に伴う投資動向や広域物流の変化を踏まえた港湾貨物及び旅客需要の現状及び今後の需要予測。
  2. 港湾関連交通量の現状、及びダナン市人民委員会へのヒアリングや(a)を踏まえた今後の港湾関連交通需要の予測。また、港湾施設の拡張による交通量の増加に対する既存アクセス道路のキャパシティの検証。
- (キ) 本事業により同港を拡張することによる、周辺工業団地への投資誘発効果
- (ク) 上記を踏まえた本事業の必要性

### 3) 事業スコープ

上記(カ)を踏まえ、港湾施設(岸壁、ターミナルヤード、上屋、荷役機械航路・泊地)の概略設計、及び新旧ターミナルヤードの施設配置計画についてについて F/S ドラフトをレビューし、より効果的な設計案がある場合は提案、設計を行う。また、施工における本邦技術の活用可能性についても検討する。

### 4) 調達方法(入札方法、パッケージ)の検討

特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

- (ア) ベトナムにおける当該類似業務の調達事情
1. 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
  2. 現地コンサルタント(詳細設計、施工監理)の一般状況
  3. 現地施工業者の一般事情
- (イ) 入札手法、契約条件の設定
1. 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- (ウ) コンサルタントの選定方法
1. International Consultants の採否 等
- (エ) 施工業者の選定方針
1. PQ : Pre-Qualification 条件の設定
  2. LCB : Local Competitive Bid の採否
  3. 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方 等

### 5) コンサルティング・サービス TOR (案)

### 6) 事業費・資金計画(年度別、外・内貨別投資計画)

資金計画(年度別、外・内貨別投資計画)、財務分析については JICA が別途 提示するフォーマットに従って資料を作成する(事業費積算については 6. - (5) 参照)

### 7) 実施スケジュール

### 8) 事業実施体制

### 9) ベトナム中部における港湾開発の統制・管理体制

ベトナム中部における港湾開発体制、統制機関について確認する。ベトナム中部の港湾開発がポートオーソリティなどによって統制されていない場合、あるべき港湾開発体制について提案する。

### 10) 維持管理(O&M)体制及び維持管理予算

ダナン市人民委員会の意向も踏まえて、適切なオペレーターを提案すること。  
また、オペレーターとして Danang Port を提案する場合は、親会社である  
VINALINES の財務状況を踏まえた Danang Port の財務健全性を確認すること。

11) 運用効果指標、経済財務分析

12) 自然条件調査

海面上昇や高波の影響を考慮する必要性の有無等を確認する。

13) 環境社会配慮

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、既存の環境アセスメントドラフト及び既存F/Sドラフトのレビューを行う。下記の調査項目(a)~(i)が含まれているかを確認し、不足している記載や内容については、追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)を行う。また、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

1. ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
2. 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ① 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関する法令や基準等
  - ② JICA ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
  - ③ 関係機関の役割
3. スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
4. 影響の予測
5. 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
6. 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
7. 環境管理計画(案)・モニタリング計画(案)の作成
8. 予算、財源、実施体制の明確化
9. ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(イ) 第1期ダナン港改良事業の事後評価報告書(2009年)において、第1期事業により、農業に生計を依存していた一部の住民について生計維持が未だ問題として残っているとの事であり、今回の調査にて移転住民への緩和策や補償が適切に実施されているかを確認する。なお、確認に当たっては既存資料のレビュー及び移転住民へのインタビューを含む。

(ウ) ダナン市によるダナン港周辺工業団地への環境社会配慮規制の現状と課題を確認する。

(3) インテリムレポートの作成

インテリムレポート案を作成し、機構に提出する。機構からのコメントに基づき修正を行い、機構同席の下、報告会にて実施機関(MOT、PMU85)に対して説明・協議を行う。

#### (4) FS 最終版の作成

実施機関、JICA で調整した最終方針に従い、必要な概略設計の変更を行うとともに、下記を参考に概略事業費の最終積算を行う。

##### 概略事業費積算項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、資機材費の積算においては、国際的な価格動向を十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として当機構へ提出すること。

- (ア) 本体事業費（建設資機材費、設計数量策定、建設費積算（外貨・内貨別））
- (イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- (ウ) 本体事業費に関する予備費
- (エ) 建中金利
- (オ) フロントエンドフィー
- (カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- (キ) その他（融資非適格項目）
  - 1. 用地補償等
  - 2. 関税・税金
  - 3. 事業実施者の一般管理費
  - 4. 他機関建中金利
  - 5. 完成後の維持管理費（委託保守費）
  - 6. 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - 7. 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を J I C A から指示することがある。

##### イ. 概略事業費の算出様式

概略事業費については、別途当機構が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、概略事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

- ① 準拠ガイドライン  
積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。
- ② 積算総括表  
積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

#### (5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式にとりまとめ、提出する。

#### (6) 完成青写真の作成

ダナン港改良事業フェーズ 2 の完成イメージ（レイアウト、外観等）の青写真の作成を行う。（数枚程度）

#### (7) 完成後のイメージビデオ作成

現場視察者への説明、実施機関での完成イメージの共有、及び JICA の広報用として、ダナン港改良事業フェーズ 2 の完成イメージビデオの作成を行う。（別紙 1 参照）



(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポート案を作成し、機構に提出する。機構からのコメントに基づき修正を行い、機構同席の下、報告会にて実施機関（MOT、PMU85）に対して説明・協議を行う。

(9) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートのプレゼンテーションに対する機構及び先方関係機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。機構からのコメントに基づき修正を行い、機構同席の下、最終報告会を実施機関（MOT、PMU85）に対して行う。その後、ファイナルレポートを機構に提出する。

## 7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。図や写真などを多く用いて分かりやすい表現を心がける。本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

なお、本件調査を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後機構に提出する。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2014年5月下旬

部数：英文10部（簡易製本及び電子データ）、越文5部（簡易製本及び電子データ）

2) インテリムレポート

記載事項：上記項目6（業務内容）の(2)-1～(2)-4

提出時期：2014年6月下旬

部数：和文4部（簡易製本及び電子データ）、英文10部（簡易製本及び電子データ）、越文5部（簡易製本及び電子データ）

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果

提出時期：2014年9月初旬

部数：和文4部（簡易製本及び電子データ）、英文10部（簡易製本及び電子データ）、越文5部（簡易製本及び電子データ）

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果

提出時期：2014年11月初旬

部数：

簡易版報告書（簡易製本）※

本体 和文2部、英語2部

要約版 和文2部、英語2部

CD-R 2部

報告書（製本）

本体 和文4部、英語10部、越語5部

要約版 和文 4 部、英語 10 部、越語 5 部  
CD-R 10 部

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、特に記載の無い書類は、簡易製本（ホッチキス可）により提出する。また、各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に提出し、説明の上、その内容について了承を得るものとする。

※簡易版報告書の作成に当たっては、非開示情報は機構から指示するものを削除した報告書を作成する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

2014年5月中旬より業務を開始し、2014年5月下旬を目途にインセプションレポート、2014年6月下旬を目途にインテリムレポート、2014年9月初旬を目途にドラフト・ファイナルレポートを提出、コメントを反映後、2014年11月初旬までにファイナルレポートを提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 約11 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること（各分野複数名でも可能）。

下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記してください。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- |    |              |      |
|----|--------------|------|
| 1) | 総括/港湾開発      | (2号) |
| 2) | 港湾施設設計・積算    | (3号) |
| 3) | ターミナル運営・管理計画 |      |
| 4) | 需要予測         |      |
| 5) | 経済・財務分析      |      |
| 6) | 環境社会配慮       |      |

#### 3. 相手国の便宜供与

協議議事録(M/D)を参照のこと。

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

- |  |                     |
|--|---------------------|
| (1) ダナン港拡張事業に係る案件形成促進調査 (SAPROF) 最終報告書   | (配布資料)              |
| (2) 環境プロフィール   | (配布資料)              |
| (3) カテゴリ B 案件報告書執筆要領   | (配布資料)              |
| (4) 協議議事録(M/D) (2013年12月)  | (配布資料)              |
| (5) ベトナム国 北・中・南部における成長軸形成のための情報収集・確認調査報告書  | (閲覧資料) <sup>1</sup> |
| (6) コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン  | (閲覧資料) <sup>2</sup> |
| (7) Tien Sa Terminal- Da Nang Port Improvement Project (Phase II) Feasibility Study Draft Final Report | (配布資料)              |

<sup>1</sup><http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000010835> よりダウンロード可能。

<sup>2</sup> [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf) よりダウンロード可能。

## 5. 現地再委託

本件調査では、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に現地再委託して実施することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 6. 安全配慮事項

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)、各国 JICA 事務所、各国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

## 1. 完成イメージビデオ 仕様（案）

### (1) 目的

第二期ティエンサ港拡張事業について、実施機関と JICA が受け入れる現地視察者への事業内容や完成後のイメージを視覚的にわかりやすく説明するためのツール、及び JICA の広報用として利用することを想定している。

### (2) イメージビデオの仕様

- (ア) 全編 CG にて作成することとする。(実写の挿入なし)
- (イ) 全体で 2 分程度とする。
- (ウ) ナレーションの挿入はなし、BGM の挿入は有りとする。
- (エ) キャプションは英文にて挿入する。
- (オ) 成果品納品は DVD もしくは DVD 相当の媒体 2 枚とする。

